

教宣 せぶん

判例時報の判例「特報」

控訴審第1回口頭弁論が終了した7月4日午後2時50分、私たちはいま行われたばかりの控訴審の「説明」を受けるために、弁護士会館に場所を移し、弁護士の先生方の話しを聞いていました。加藤先生のわかりやすい解説の次に席を立った平井先生が開口一番、「私たちがたたかった地位確認訴訟の一審判決が『判例時報』の巻頭を飾りました」と言いました。すかさず、吉田委員長がバッグから実物を取り出し、みんなに見られるようにこの本を高くかざしました。緑色したその本は、損保会社の損害サービス課ならどこでも置いてある判例集です。その平成19年7月1日号・1965に、私たちの地位確認訴訟の一審判決が判例として巻頭に掲載されているのです。表紙には「判例特報」として「東京海上日動火災保険RA制度廃止訴訟第一審判決」と囲みで大きく書かれています。表紙をめくった3ページから22ページまで、本判決についての全文が書き込まれています。判例特報という別格扱いにされた3ページには「一 将来の地位確認を求める訴えが適法とされた事例」「二 職種限定契約が認められた事例」「三 職種限定契約が肯定される場合において、他職種へ職種変更することについて正当性が否定された事例」という見出しも躍っています。いかにこの判決が大きく取り上げられているか、その注目度がよくわかります。

職場に戻り、さっそくこの「判例時報」の最新号を隣接する損害サービス課で探すと、回覧一番手の課長が持っていました。一番手の課長から管下の社員・スタッフのみなさんに回覧されるどころでした。あらためて、この「判例時報」が、損害サービス課で働く皆さんのまさに「お手本」となっていることがわかります。そして、損害保険会社の業務が、判例や法令に基づいて執り行われていることを再認識しました。この判例集に記載された「特報記事」をどれだけの東京海上日動社の損害サービス課に働く方々が目にするのでしょうか。そして、どれだけの方々が、法令や判例に基づいて日常の業務をしている会社が、法律に違反していると断罪された行為や、いまだにその判決に従わない行為に対し、「違和感」を覚えるのでしょうか。

その違和感こそ、社会の違和感です。一般の方の感覚です。自動車事故の解決・示談について、当事者の方々に「判例」に基づいてご納得していただいている業界です。「この過失割合に不満があると言われても、判例で明示されています」と説明している会社です。その業界のトップカンパニーが「判例」に逆らう行為、「判決」を大事にしない行為は、どうみても社会的に受け入れられるはずがありません。